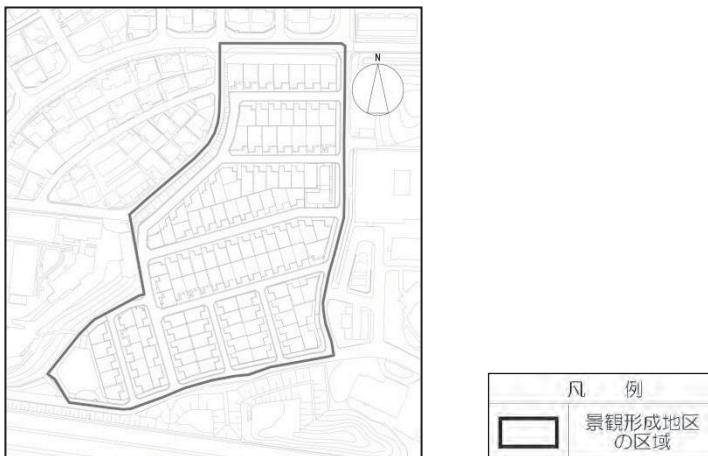


(24) 戸建・低層住宅地区(古江台6丁目(1))

ア.位置・・・吹田市古江台6丁目地内 図1のとおり  
イ.区域・・・下図のとおり



ウ.面積・・・約3.0ha

エ.経過・・・令和2年4月1日指定、告示し、同日施行。

オ.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をまもり、はぐくむ。

2.地域にとけこむ新しいまちなみの創出。

3.潤いのある空間の創出をはかり、良好な景観の形成に努める。

カ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a. 建築物

1.全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 周辺環境と調和した意匠とする。</li> <li>(2) 生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。</li> <li>(3) 潤いのある空間の創出を図る。</li> </ul>												
2.屋根の形態 意匠及び素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 勾配屋根を基本とする。</li> <li>(2) 周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</li> <li>(3) 質感、素材感のある素材とする。</li> <li>(4) 光沢のない素材を使用する。</li> </ul>												
3.外壁の形態 意匠及び素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。</li> <li>(2) 色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。</li> <li>(3) アクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">色 相</th> <th style="padding: 2px;">明 度</th> <th style="padding: 2px;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">無彩色</td> <td style="padding: 2px;">5.0 以上 8.5 以下</td> <td style="padding: 2px;">一</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td style="padding: 2px;">5.0 以上 8.5 以下</td> <td style="padding: 2px;">3.0 未満</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他の色相</td> <td style="padding: 2px;">5.0 以上 7.0 以下</td> <td style="padding: 2px;">2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面にならないよう配慮する。</li> <li>(5) 質感、素材感のある素材とする。</li> </ul>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	一	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 8.5 以下	3.0 未満	その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	一											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 8.5 以下	3.0 未満											
その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下											

4.敷際	(1) 外壁後退部は開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。 (2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣又は透視可能な構造とし、色は茶又は黒系とする。 (3) かき又はさくを設ける場合は、転落防止目的のもの以外は、できる限り高さの低いものとする。 (4) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用し、花や緑による演出をはかる。 (5) 駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。
5.植栽	(1) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 (2) シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつける。

#### b. 工作物

1.擁壁	(1) 周辺環境に調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫をする。 (2) 垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。
------	---

#### c.屋外広告物

(1) 広告物は自家用のみとする。 (2) 表示面積の合計は 1 m <sup>2</sup> 以下とする。 (3) 広告物の取付位置は地盤面から 3m以下とする。 (4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみ配慮したものはこの限りではない。
---